

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会  
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第16回）  
議事録

日時：令和2年7月22日（水曜日）13：00～15：00

場所：経済産業省別館3階310共用会議室＋オンライン会議

### 議題

- ・ 整合規格案の確認について

### 議事内容

○桑原課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第16回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、4月より製品安全課の電気用品企画班長に着任いたしました桑原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

また、同じ事務局として、新たに馬場が事務局を担当することとなりましたので、よろしくお願いいたします。

○事務局（馬場） 今御紹介にあずかりました馬場と申します。私も4月より、製品評価技術基盤機構（NITE）より出向で経済産業省の電気班に着任いたしました。今後ともよろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐 それでは、以後の議事進行については三木座長にお願いしたいと思います。三木座長、よろしくお願いいたします。

○三木座長 皆さん、こんにちは。これはマイクを使わないと、どうでしょうか。皆様、聞こえませんかでしょうか。——これを使うと時間遅れがあったりして、ちょっと聞き取りにくいのですよね。誰も回答してくれないのだけれども、皆さん、どうでしょうか。スカイプで御参加の皆さん、いかがですか。声は聞こえますか（「聞こえます」「聞こえています」の声あり）。では、なくても大丈夫ですね。ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、事務局より委員の出欠の確認をお願いします。

○桑原課長補佐 本日は、オンラインにて御出席いただいております委員もいらっしゃ

いますので、音声確認も兼ねまして、委員お1人ずつ御所属とお名前を順番におっしゃっていただきたいと思います。

なお、オンラインにて御出席いただいております委員におかれましては、御発言いただく際はスカイプ会議のマイク機能をオンにさせていただいてから発言をお願いいたします。

それでは、まず青柳委員からですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

○青柳委員 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の青柳です。皆さん、よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に、氏田委員ですけれども、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○氏田委員 JEMAから参加していますパナソニックの氏田です。よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に、梶屋委員、よろしくお願いいたします。

○梶屋委員 I E C E E国内審議員会の委員長をやらせていただいております梶屋です。よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に、今回より川上委員の御後任として登録検査機関から御参画いただくことになりました加藤委員です。本日はオンラインにて御出席いただいております。簡単に自己紹介も兼ねてよろしくお願いいたします。

○加藤委員 電気安全環境研究所の加藤有利子と申します。今回から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に、熊田委員ですけれども、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○熊田委員 熊田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に、今回より藤原委員の後任として東京都立大学の多氣教授に御参画いただくことになりました。簡単に自己紹介のほどよろしくお願いいたします。

○多氣委員 東京都立大学の多氣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。長いこと電磁界の人体防護のことをやってまいりました。現在、電磁環境も含めて総務省の情報通信審議会の電波利用環境委員会というところの主査も務めております。そういった方面で、お役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。次に、今回より電子情報技術産業協会・岩本委員の後任として日暮様に御参画いただくことになりました。本日はオンラインにて御出席いただいております。簡単に自己紹介のほどよろしく願いいたします。

○日暮委員　　電子情報技術産業協会製品安全運営委員会の委員長を担当しております富士通の日暮といいます。今回から参加させていただきますので、オンラインになりますが、よろしく願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。次に、松本委員ですけれども、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○松本委員　　N I T E（製品評価技術基盤機構）の製品安全センターの松本でございます。よろしく願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。次に、持丸委員ですけれども、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○持丸委員　　産総研の持丸です。よろしく願いします。

○桑原課長補佐　　次に、三浦委員です。よろしく願いいたします。

○三浦委員　　消費生活コンサルタントの三浦です。よろしく願いします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。最後に、渡邊委員です。よろしく願いいたします。

○渡邊委員　　渡邊でございます。この名簿の資料1に関東職業能力開発大学校となっておりますが、私、4月から所属が替わりまして職業能力開発総合大学校の名誉教授として務めさせていただいております。よろしく願いいたします。

○桑原課長補佐　　ありがとうございます。

　　以上、合計12名の委員に御出席いただいております。

○三木座長　　全員御出席ということで、本日のワーキングが成立することを確認いたします。

　　次に、配付資料の確認を事務局よりお願いします。

○事務局（村中）　　では、配付資料の確認をさせていただきます。

　　会場にお越しの委員におかれましては i P a d の画面を御覧ください。オンラインにて御出席の委員におかれましては、事前にお送りしております資料を順に御確認いただきたいと思います。

　　まず、本日の議事次第です。

次に、資料1、ワーキンググループ委員名簿です。

次に、資料2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」。ページをめくっていただきますと、別添1としまして整合規格案の一覧がございます。今回審議いただく21件のJ I S規格の一覧表でございます。さらにめくっていただきますと別添2としまして規格概要でございます。

続きまして、資料3、解釈改正案でございます。これらの規格案を別表第十二に採用した場合の仕上がり案となっております。

それから、資料4-1から資料4-21までは整合確認書ということで、それぞれの規格について、技術基準省令の条文ごとにJ I S規格の該当箇所を書き出した対比表となっております。規格ごとにPDFファイルが分けられております。

本日の資料は以上でございます。

なお、本日はオンライン会議と併用して議事を進めておりますけれども、PC端末及び通信の負荷を避けるため、スカイプ会議上で資料を表示することは控えさせていただきますので、お手数ですが、資料はお手元の資料、あるいはiPadにて御覧いただけますよう、お願いいたします。

以上です。

○三木座長 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

前回、9月に行いました第15回ワーキングから、もう10か月たつんですね。2規格のJ I S等について御確認いただき、11月1日付で原案どおりに改正を行い、適用されています。本日は21規格のJ I Sについて技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格案の概要について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（村中） 資料2、資料3の説明をさせていただきます。

まず、資料2を御覧ください。1ポツの改正概要ですけれども、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についてという通達文書では、別表第十二に国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しております。こちら、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJ I Sの最新版への見直し等を行う必要があります。

続いて、2ポツの改正内容ですけれども、今回改正する規格数は、①採用済みのJ I Sを、より新しい版のI E C規格に準拠したJ I Sに置き換える規格としまして、16規格ご

ございます。②としまして、未使用の J I S を新たに採用する規格が 5 規格ございます。

また、猶予期間経過により削除する規格は全部で 51 規格ございますので、通達改正時に、これらの 51 規格は削除する予定であります。

続きまして、3 ポツの今後のスケジュールですけれども、会議終了後、速やかに 30 日間のパブリックコメントを行いまして、9 月以降に改正及び施行を行う予定です。

ただし書きのところですが、今までどおり施行から 3 年間は、なお置き換える前の J I S 規格によることができるとしまして、猶予期間を設けたいと考えております。

括弧書きの J62368 (H30) につきましては、特段猶予期間を設けず、改正と同時に廃止する予定でございます。この J62368 (H30) ですけれども、次のページの別添 1、一覧表を御覧ください。19 番目の右側に記載がございますとおり、J62368 (H30) は JIS C 62368-1:2018 のものですが、2018 年版に追補 1 というものが昨年発行されまして、それを反映した整合規格案を今回採用するものがございます。つきましては、特段猶予期間を設けずとも問題がないものがございます。後ほど、個別の規格説明のところでは追補による改正内容など、詳細は御説明させていただきます。

次のページの別添 2 につきましては、後ほど整合確認書と併せて御説明させていただきます。

続きまして、資料が替わりまして資料 3 を御覧ください。本日、御審議内容が予定どおり改正された場合の仕上がり案となっております。水色の網かけ部分は今回の審議によって新たに加わる部分です。また、灰色の網かけ部分につきましては猶予期間が本年の、例えば 7 月 31 日まで、6 月 30 日、あるいは 1 月 31 日まで有効の規格でございまして、スケジュールどおり 9 月以降に改正及び施行が行われた場合は猶予期間を過ぎますので、削除する予定のものでございます。

説明は以上でございます。

○三木座長 ただいまの事務局からの説明につきまして御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。——それでは、続きまして技術基準との整合確認書の審議に入ります。資料 2 の別添 1 の一覧表に沿って、上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答いただくというように進めてまいります。

では、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 (村中) No. 1 の JIS C 9335-2-6、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-6 部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別

要求事項について説明させていただきます。

まず、規格の概要について御説明いたしますので、資料2別添2を御覧ください。この規格の適用範囲でございますが、定格電圧が、単相機器については250V以下、その他の機器につきましては480V以下の家庭用据置形クッキングレンジ、ホブ、オープン及びこれらに類する機器の安全性について規定をしております。

電安法上の電気用品名としましては、ここに書いてありますとおり、電気トースター、電気天火、電気魚焼き器等々が該当します。

主な改正内容でございますが、併読する通則JIS C 9335-1:2014年版への対応を図るとともに、対応国際規格でございますIEC60335-2-6第6版が2014年に発行されたことに伴いまして、対応国際規格の内容に合わせて全文見直しが行われております。具体的には、圧力スチームオープンや電磁中華鍋エレメント等に係る定義及び各種要求事項の追加、取扱説明書への記載要求事項の追加などの改正が行われております。

ちなみに、規格タイトルでございますホブでございますけれども、こちらは一般的にはあまりなじみのない言葉かと思われませんが、この規格においてきちんと定義がされておりました、「フライパンや鍋などの調理器具を載せる部分に加熱ユニットを組み込んだ機器であって、クッキングレンジに備え付けたり、または、その一部となる機器」という定義がございます。具体例としましては、電気コンロや電磁誘導式コンロ（IHコンロ）などが挙げられます。

続きまして、資料が替わりまして資料4-1を御覧ください。こちらは技術基準との整合確認書でございます。

技術基準省令による要求事項は第二条から第二十条まで、各条項でございますが、今回採用とする整合規格案、JIS規格の各箇条の要求事項が技術基準省令に照らして整合しているかを確認し、まとめたものでございます。

例えば、技術基準省令第二条第1項の部分では、安全原則としまして、「電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。」となっておりますところ、JIS C 9335-2-6の箇条4を満たすことで、この技術基準省令第二条第1項の安全原則の要求事項を満たしていると解釈できるというものでございます。

審議時間も限られますため、従前どおり、主に非該当となった部分について説明させていただきます。

まず、13ページを御覧ください。第十八条関係の雑音の強さの部分でございますが、このJIS C 9335-2-6の中では雑音の強さに関する規定はございませんが、同じく技術基準省令解釈別表第十二には別途、J55014-1などの家庭用電気機器などの雑音の強さの基準がございます。そちらの基準を適用することとなりますので、この整合確認書では該当とさせていただきます。

続きまして、15ページ目の第二十条の各号でございますが、こちらは長期使用製品安全表示制度による表示の部分でございます。この規格の据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブンなどは長期使用製品安全表示の対象の品目ではないため非該当となっております。

今御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては省令で求めている電安法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですけれども、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見ございますか。

○多氣委員 ちょっと質問なのですけれども、よろしいですか。

○三木座長 どうぞ。

○多氣委員 今日初めてなので、見当外れのことを申し上げるかもしれないのですが、御指摘いただければと思います。

先ほど十三条、電磁波の部分というのがありました。これは「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」ということで、「電磁波が外部に発生しないように措置されているものとする」と書かれています。規格のほうは「放射線、毒性その他これに類する危険性」ということで、原文のラディエーションが「放射線」という電離放射線だけを意識するような訳語になっています。もう少し広い内容のものになっているはずだと思うので、すね。

実際、この60335の枝番がついているものにはオプティカルラディエーション、光放射というのがあったと思います。ですから、ラディエーションの中には、日本語で言うところの放射線だけではなくて、光の放射も入っていれば電磁波の放射も入っているというのがもともとのIECの考え方だと思います。

そこで、この表現では「その他これに類する」がありますので、入っているからいいということにはなるのですが、訳語として狭過ぎるので、「該当」と言って本当にいいのか、ちょっと気になります。実際に対応しているほうは「ラディエーション」ではなくて「電

磁波」と書いてあるわけで、ここが必ずしも一致していないのではないかと。

私自身は安全性という点から、今ここに上がっている製品からの電磁波が人体に危害を及ぼすというようには思っていないのですけれども、世の中の多くの方々の懸念として、とりわけIH調理器、電磁誘導式調理器からの磁界については、必ずしも適切ではないけれども、一部の不安をあおるような書物等で問題視されている面もございます。

ということで、この辺り、ちょっと気になるところかなと思いますが、その辺りについては既に議論があったのでしょうか。

○事務局（村中）      こちらの規格は、電気用品調査委員会からの要望がありまして、本日この場で採用の審議を行っているのですけれども、この電気用品調査委員会の中では、今、多気委員から御指摘のあった点につきまして議論があったのかと言われますと、特にはございませんでした。

こちらの資料に書いております箇条32というのは、JIS C 9335-1のところの主立って書いておりまして、個別規格であります第2-6部のほうには細かく書いているわけではないところがございます。今手元に第1部の規定がないものですから、どのように規定されているかというのをお答えできないので、よろしければ、後ほど確認しまして御回答いたします。

○多気委員      多分、第1部にあるということは一般論しか書いていなくて、具体的にこうでなければいけないというようなことは書いていないと思うのですね。それがあから、もうこの部分は要りませんよということになってしまっていて、本当に皆さん納得するのか、ちょっと心配だということがございます。

○事務局（村中）      では、確認をしまして後ほど御回答いたします。

○多気委員      はい。どのように扱われているのかと。よろしく願いいたします。

○三木座長      ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。——それでは、次の説明に移りたいと思います。よろしく願いします。

○事務局（村中）      2番目のJIS C 9335-2-36、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項について説明させていただきます。

まず、当該規格の概要について御説明させていただきますので、資料2別添2を御覧ください。

この規格の適用範囲としましては、定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器

の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の、家庭用を意図しない業務用の調理用電気レンジ、オーブン、こんろ、こんろ部及び類似の機器の安全性について規定しております。

電気用品名としましては、電気レンジ、電気天火、電気こんろ、電磁誘導加熱式調理器などがございます。

主な改正内容につきましては、対応国際規格でございますIEC60335-2-36第6版が2017年に発行されましたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直しなどの改正を行っております。

また、今回は同様に業務用の厨房機器の安全規格のJIS規格が11件まとめて改正されておまして、この資料の6ページの12番目にございますJIS C 9335-2-64までの規格でございます。これら11件は、各個別の対応国際規格が2017年に発行されておまして、改正点は共通する内容が多いため、横並びでJISの見直しの改正がなされたところでございます。

次に、技術基準省令との整合性について御説明させていただきますので、資料4-2の整合確認書を御覧ください。

先ほどの規格と同様でございますけれども、まず14ページの第十八条の雑音の強さの箇所でございますが、この規格の中では雑音の強さに関する規定はございませんが、別途、J55014-1などにおいて雑音の強さの基準がございまして、そちらの基準を適用することになりますので、この整合確認書では該当とさせていただきます。

続きまして、次のページ、15ページの下の部分ですけれども、第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の箇所は、この規格の業務用電気レンジ、オーブン、こんろなどは対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

簡単ですけれども、規格の説明は以上でございます。

○三木座長 ただいまの説明、整合確認書につきまして、御意見ございますか。よろしいでしょうか。――それでは、次に参りたいと思います。では、次の説明をお願いいたします。

○事務局（村中） では、3番目のJIS C 9335-2-37、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第2-37部：業務用フライヤの個別要求事項について、説明させていただきます。

規格の概要について御説明させていただきますので、資料2別添2を御覧ください。

この規格の適用範囲としましては、定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の、家庭用を意図しない業務用の加圧タイプを含む電気フライヤ及びドーナツフライヤの安全性について規定しております。ただし、圧力が50kPa以下で、かつキロパスカルで表しました圧力とリットルで表した体積との積が2万以下のものに限っております。

電気用品名としましては、電気フライヤーが該当します。

主な改正内容につきましては、先ほど御説明しましたとおり、対応国際規格第6版の2017年の発行に伴いまして、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直しなどの改正を行っております。

次に、技術基準省令との整合性について御説明させていただきますので、資料4-3の整合確認書を御覧ください。

こちら先ほどの規格と同様でございますけれども、まず15ページの十八条の雑音の強さのところでございます。この規格では雑音の強さの基準はございませんが、別途、雑音基準を適用することになりますので、整合確認書では該当と記載してございます。

また、16ページ以降、第二十条の長期使用製品安全表示制度による表示の部分でございますけれども、業務用の電気フライヤーなどは対象品目でございますので、非該当とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。——オンラインで御参加の方、よろしいでしょうか。——ありがとうございます。それでは、次に参ります。また説明をお願いします。

○事務局（村中） 4番目の規格、JIS C 9335-2-38、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-38部：業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項について説明させていただきます。

規格の概要を御説明いたしますので、資料2の別添2の4番目の部分を御覧ください。2ページ目です。

この規格の適用範囲としましては、定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の、家庭用を意図しない業務用の電気グリドル、グリドルグリル及び類似の機器の安全性について規定しております。

電安法上の電気用品名としましては、電気ホットプレート、電気たこ焼き器、ワッフル

アイロンなどが該当します。

主な改正内容につきましては、対応国際規格のIEC60335-2-38第5版Amd. 2が2017年に発行されましたことに伴いまして、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正が行われております。

次に、技術基準省令との整合性について御説明させていただきますので、資料4-4を御覧ください。

こちらの規格につきましても先ほどと同様なのですが、11ページの第十八条、雑音の強さの部分でございます。こちらにつきましては、先ほどと同様、別途、J55014-1などの基準を適用するというので、この整合確認書では該当とさせていただきます。

続きまして、次のページの二十条、長期使用製品安全表示制度に係る表示の部分でございますけれども、業務用電気グリドルやグリドルグリルは対象品目でないため、非該当となっております。

ちなみに、この電気グリドルやグリドルグリルという意味合いなのですが、この規格の中で定義されておまして、グリドルとは「食品の片面に直接、加熱面を接触させることにより調理する機器」ということで、これは電気ホットプレートや電気たこ焼き器が該当するかと思います。一方、グリドルグリルは、「食品の両面に直接、2枚の加熱面を同時に接触させて調理する機器」ということで、ここで言うとワッフルアイロンなどが、それに該当するというのでございます。

簡単ですけれども、規格の説明は以上でございます。

○三木座長　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見ございますでしょうか。——それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（村中）　5番目のJIS C 9335-2-39、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-39部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項について説明させていただきます。

まずは規格の概要について説明いたしますので、資料2の別添2を御覧ください。

この規格の適用範囲としましては、定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の、家庭用を意図しない業務用の多目的調理鍋の安全性について規定されております。

電安法上の電気用品名としましては、電気なべが該当いたします。

主な改正内容としましては、対応国際規格でございますIEC60335-2-39第6版Amd. 1が2017年に発行されましたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの

安全性などの見直し等が行われております。

次に、資料4-5の整合確認書を御覧ください。電気用品の技術上の基準を定める省令との整合確認でございますけれども、まず14ページの第十八条の雑音の強さのところですが、先ほどと同様、該当とさせていただきます。

続きまして、15ページ以降の第二十条は、業務用多目的調理鍋は、長期使用製品安全表示の対象品目ではございませんので、非該当となっております。

簡単ですが、規格の説明は以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。——ないようですので、次に参りたいと思います。それでは、また説明をよろしく申し上げます。

○事務局（村中） 6番目のJIS C 9335-2-42、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-42部：業務用コンベクションオーブン、蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項について説明させていただきます。

まずは規格の概要を御説明いたしますので、資料2別添2を御覧ください。

適用範囲としましては、定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の、家庭用を意図しない業務用のコンベクションオーブン、蒸し器、スチームコンベクションオーブン及びその他の蒸気発生装置を用いた類似の機器の安全性について規定されております。

電安法上の電気用品名としましては電気天火や電気蒸し器などが該当いたします。

主な改正内容としましては、対応国際規格でございますIEC60335-2-42第5版Amd. 2が2017年に発行されましたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等が行われました。

次に、資料4-6の整合確認書を御覧ください。

技術基準省令との整合性でございますけれども、先ほどの規格と同様でございますが、13ページ目の第十八条、雑音の強さの部分はJ55014-1などの別の雑音の強さの規定がございますので、こちらに書いてございませんけれども、整合確認書では該当とさせていただきます。

次のページの14ページ以降の第二十条につきましては、長期使用製品安全表示の対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

簡単ですが、規格の説明は以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。——それでは、次に

参ります。説明をお願いします。

○事務局（村中） 説明者を交代しますので、少々お待ちください。

○事務局（馬場） それでは、7番目のJIS C 9335-2-47、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—47部：業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項について説明させていただきます。

まず、この規格の概要ですが、資料2別添2の4ページ目を御覧ください。

この規格は、家庭用を意図しない業務用の電気煮炊き鍋で、定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下のものの安全性について規定している規格です。

電気用品名は電気なべが適用範囲となっております。

次に、主な改正内容ですが、国際対応規格であるIEC60335-2-47第4版Amd. 2が2017年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、漏えい電流に関すること、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行いました。

続いて、整合確認書ですが、資料4—7を御覧ください。先ほどと同様の点にはなるのですが、まず15ページ目の第十八条、雑音の強さに関しましては、先ほどと同様にJ55014-1等に規定があるので、こちらは該当とさせていただきます。

非該当に関しましては、16ページ目以降の第二十条の第1号から第4号、長期使用製品安全表示制度による表示の要求事項ですが、当該規格の電気機器は長期使用製品の対象の製品ではないため非該当とさせていただきます。

今御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては省令で求めている電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。——それでは、次に参りたいと思います。次の説明をお願いいたします。

○事務局（馬場） では、8番目のJIS C 9335-2-48、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項について説明させていただきます。

まず、この規格の概要ですが、資料2別添2、同じく4ページ目を御覧ください。

この規格は、定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器の場合は250V以下、

その他の機器の場合は480V以下の、家庭用を意図しない業務用の電気グリル、トースタ及び類似の機器の安全性について規定している規格です。

主な電気用品名は電気ロースター、電気トースターなどが適用範囲となっております。

次に、主な改正内容ですが、対応国際規格であるIEC60335-2-48第4版Amd.2が、2017年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、漏えい電流に関すること、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行いました。

続きまして、整合確認書ですが、資料4-8を御覧ください。

先ほどと同じく、10ページ目の第十八条は雑音に関するもので、こちらは該当とさせていただきます。

非該当部分としましては、11ページ目以降の長期使用製品安全表示制度に関するものですが、こちらも同じく、長期使用製品の対象製品ではないため、非該当となっております。

今御説明しました非該当部分以外のものに関しましては、要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準に適合していると判断させていただきました。

当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。——それでは、次に参りたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（馬場） 続きまして、9番目のJIS C 9335-2-49、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-49部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項について説明させていただきます。

まず、この規格の概要ですが、先ほどと同じく資料2別添2の4ページ目及び5ページ目を御覧ください。

この規格は、定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の、家庭用を意図しない業務用の食品及び容器類を保温するための機器の安全性について規定している規格です。

電気用品名としましては、電気温蔵庫が適用範囲となっております。

次に、主な改正内容ですが、IEC60335-2-49第4版Amd.2が2017年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、漏えい電流に関すること、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行いました。

続きまして、整合確認書ですが、資料4-9を御覧ください。

ここで1点、大変申し訳ないのですが、修正がございます。10ページ目を御覧ください。直接参加していただいている委員の皆様の資料は既に直っているかと思うのですが、オンラインの方は直っていない場合もございますので、説明させていただきます。10ページ目の第十五条第3項につきまして、非該当のところに印がついている場合がございますが、正しくは該当となります。もし誤った資料の場合は、そちらを御承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

そうしましたら、説明のほうに移らせていただきます。まず、先ほどと同じく11ページ目の十八条、雑音のところに関しましては該当とさせていただきます。

続きまして、非該当部分につきましては、先ほどと同じく12ページ目以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度によるところですが、こちらも長期使用製品の対象にならないため非該当となっております。

同じく、今御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては省令で求めている電気用品安全法の技術基準に適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長　ありがとうございます。修正箇所がありました。直っていないのはオンラインの方ですかね。

○事務局（馬場）　委員の方によっては、直っていないものがお手元にある可能性がございます。

○三木座長　もう一度確認しておきます。10ページの第十五条第3項は該当が正しいということですね。

○事務局（馬場）　はい、非該当ではなく該当が正しいです。ありがとうございます。

○三木座長　ほかに御意見ございますでしょうか。――では、次の説明をお願いいたします。

○事務局（馬場）　続きまして、10番目のJIS C 9335-2-50、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第2―50部：業務用湯せん器の個別要求事項について説明させていただきます。

まず、規格の概要に関しまして、資料2別添2の5ページ目を御覧ください。

この規格は、定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器に対しては250V以下、その他の機器に対しては480V以下の家庭用を意図しない業務用電気湯せん器の安全性に

ついて規定している規格です。

電気用品名としましては、電気湯せん器などが適用範囲となっております。

次に、主な改正内容ですが、対応国際規格である IEC60335-2-50 第 4 版 Amd. 2 が 2017 年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、漏えい電流に関すること、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行いました。

続いて、整合確認書ですが、資料 4-10 を御覧ください。

こちらに関しましても、先ほどと同じく、まず 12 ページ目の第十八条、雑音に関することは該当とさせていただきます。

非該当部分に関しましても先ほどと同じで、13 ページ目以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度の要求事項ですが、当該規格の電気機器は長期使用製品の対象製品ではないため非該当となっております。

今御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、この J I S 規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準に適合していると判断させていただきました。

当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。——それでは、次に参りたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（馬場） それでは、11 番目の JIS C 9335-2-58、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-58 部：業務用食器洗浄機の個別要求事項について説明させていただきます。

まず、この規格の概要ですが、資料 2 別添 2 の 5 ページ目及び 6 ページ目を御覧ください。

この規格は、定格電圧が 1 相と中性点との間に接続される単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下の、家庭用を意図しない業務用のトレイ、食器、グラス、刃物及び類似の物品を洗浄する食器洗浄機及び類似の機器の安全性について規定している規格です。ただし、温水装置または乾燥装置の有無に関係なく適用しております。

電気用品名は、電気食器洗機が適用範囲となっております。

次に、主な改正内容ですが、対応国際規格である IEC60335-2-58 第 4 版が 2017 年に発行されたことに伴い、電気絶縁に関する試験に使用する液体の変更、つり合わせシステムに対する要求等を追加しました。

続いて、整合確認書ですが、資料4-11を御覧ください。

先ほどまでと同じく、まず10ページ目の第十八条、雑音に関しましては該当とさせていただきます。

非該当部分としましては、先ほどと同じく、11ページ目以降の第二十条のところ、長期使用製品安全表示制度による表示の要求事項ですが、当該規格の電気機器が長期使用製品の対象とならないため非該当となっております。

今御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準に適合していると判断させていただきました。

当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。——同じ箇所が、ずっと続いていますね。

○事務局（馬場） そうですね。

○三木座長 それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（馬場） ここで説明者が替わりますので、しばらくお待ちください。

○桑原課長補佐 それでは、12番目ですね。JIS C 9335-2-64、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-64部：モータ駆動の業務用厨房機器の個別要求事項について御説明させていただきます。

まず、規格の概要ですけれども、資料2別添2の6ページ目を御覧ください。

この規格は、定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の、家庭用を意図しないモータ駆動の業務用の厨房機器の安全性について規定しています。

対象となる電気用品名につきましては、ここに記載のとおり、ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサー等々となっております。

次に、主な改正内容でございますけれども、これまでと同様の内容になりますが、対応国際規格であるIEC60335-2-64第3版Amd.2が2017年に発行されたことに伴い、電気絶縁に関する試験に使用する液体の変更や、ねじに対する要求事項の追加などの改正を行っております。

続いて、整合確認書でございます。資料4-12を御覧ください。

これの12ページ目でございます。第十七条、電磁的妨害に対する耐性の要求事項については、19.11.4で電子的スイッチを持つ機器にはイミュニティ試験を実施するといったこ

とも求めておりました、該当ということにしておりました、次の第十八条、雑音の強さも、これまでと同様、J55014-1の別規格で規定されているということで該当としてございます。

非該当部分につきましては、これまで同様、13ページ以降の長期使用製品安全表示制度による表示の箇所となっております。

今御説明しました該当、非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格については、省令で求める電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長　いかがでしょうか。御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。――では、次に参りたいと思います。よろしく申し上げます。

○桑原課長補佐　続きまして、13番目でございますJIS C 9335-2-84、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第2―84部：トイレ機器の個別要求事項について御説明させていただきます。

規格の概要でございますけれども、先ほどの資料2別添2を御覧ください。6ページ目の下のところでございます。

この規格は、定格電圧が250V以下の、人体の部分的な洗浄もしくは乾燥を行うことによって、または排せつ物を衛生的に処理することによって、トイレの使用者に快適感または清潔感を与えることを目的としたトイレ機器の安全性について規定する規格でございます。

対象の電気用品名でございますけれども、電気便座、自動洗浄乾燥式便器となっております。

次に、主な改正でございますけれども、対応国際規格であるIEC60335-2-84第2版Amd.1(2008)及びAmd.2(2013)を別表第12に適用してございますが、さらに温水洗浄便座の安全性を向上させるため、高圧注意に対する表示の追加や、絶縁物の耐熱性に関する規定の明確化などの改正を行ってございます。

続いて、整合確認書でございます。資料4-13を御覧ください。

11ページ目の第十七条、電磁的妨害に対する耐性の要求事項、こちらも先ほどと同様ですけれども、イミュニティ試験を実施するなど求めており、該当とさせていただいております。

めくっていただきまして、12ページ目、第十八条、雑音の強さもJ55014-1で規格されて

いるということで該当にさせていただきます。

12ページ目の下から続きます長期使用製品安全表示制度による表示のところにつきましては、非該当とさせていただきます。

今御説明しました該当、非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJ I S規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準に適合していると判断させていただきました。

規格の説明は以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○三浦委員 家庭用の温水便座は、実は燃えてしまったり、家庭の中でも結構事故が起きています。多分御存じだと思いますけれども、過去にも何回か経産省や便座の協議会から、注意しましょうという注意喚起のチラシを幾つも出しているのです。

ここで教えていただきたいのは、11ページの第16条のところに「箇条19 異常運転」で「故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない」とあります。適切なものを選ばなければいけないのは当然だと思いますが、ここで言う適切なものというのは、何か規格があるのでしょうか。この適切なものというのが何を指すのかが、分かりません。

逆に、こういう抽象的な書きぶりでもいいのか、教えていただけませんか。

○桑原課長補佐 規格の中身ですね。

○三浦委員 例えば、別個で何かあるのでしょうか。私は電氣的なことは余り分かりませんが、ふっと引っかかってしまい、詳細があるのでしたら教えていただきたいと思いました。

もしくはこのような表現でも問題ないということならそれでいいのです。理由を教えてくださいましたらと思いました。

○桑原課長補佐 分かりました。規格の詳細な中身については、当該規格を審議している団体がありますので、団体にも確認し、別途御連絡させていただきます。

○三木座長 オンラインの方もいますので、今、三浦さんがおっしゃった質問の条項をもう一度教えていただけますか。

○三浦委員 11ページの途中の……

○三木座長 ここですね。安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。

○桑原課長補佐 トイレの専門家が審議していると思うので、多分あると思いますので改めて確認させていただきます。

○三浦委員 その表記は、こういうところにはなくていいのでしたっけ。

○桑原課長補佐 確認させてください。

○三木座長 きっとヒューズの種類でしょうね。

○加藤委員 J E Tの加藤です。整合確認書自体は、要求事項を全て入れ込むとものすごく長いものになってしまうので、恐らく簡略化してこういう記載になっていると思うのですが、実際には、運転する際の流れる電流に対してどれぐらいの能力を持ったヒューズを入れてくださいという規定がちゃんとあるはずです。

要は、これぐらいの場合は、こういう試験をやってくださいという細かい規定が入っているはずで、それをこの資料に入れると、この整合確認書自体が膨大になってしまうので、「適切なもの」というように簡略して書いたのではないかと思います。

○三浦委員 ありがとうございます。

○三木座長 一応確認してもらったほうがいいですね。

○三浦委員 多分そういう理由だとは思いますが、加藤委員、ありがとうございます。

○三木座長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。——ありがとうございます。それでは、次の説明に行きたいと思います。よろしくお願いします。

○桑原課長補佐 それでは、続きまして14番目です。JIS C 8281-1、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項について説明させていただきます。

資料2別添2を御覧ください。14番は7ページ目でございます。

この規格は、家庭用及びこれに類する固定電気設備用であって、屋内用または屋外用の定格電圧が440V以下及び定格電流が63A以下の交流専用の手動式の汎用機能スイッチの一般事項について規定してございます。

電気用品名につきましては、タンブラースイッチ、プルスイッチ、カバー付ナイフスイッチとなっております。

主な改正内容でございますけれども、対応国際規格であるIEC60669-1第4版(2017年)が発行されたことに伴い、定格電圧に220V及び240Vの追加、定格電流に13Aの追加、パイロットランプ内蔵スイッチの外部表面温度の上昇値を低い温度にする、蛍光灯用スイッチの試験を制御装置非内蔵形ランプ用スイッチと制御装置内蔵形ランプ用スイッチに試験

を分けるなどの改正を行っております。

続いて、整合確認書でございます。資料4-14を御覧ください。

非該当部分は、まず20ページ目の第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の要求事項でございますけれども、これはスイッチ自体が人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が発生しないため非該当というようにしてございます。

次に、21ページ目の十五条のところでございます。始動、再始動及び停止による危害の防止、こちらは第1項から第3項までございますけれども、こちらもスイッチ自体が人体への危害や物件への損傷を与えるおそれがないため、非該当ということにしております。

次のページ、22ページ目、十七条のところ、電磁的妨害に対する耐性の要求事項でございますけれども、電磁的妨害による誤動作によってスイッチ自体が、安全機能に障害が生じることがないため非該当となっております。

次に24ページ目です。第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の部分でございますけれども、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチは長期使用製品安全表示制度の対象品ではないため、非該当となっております。

今御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求める技術基準に適合していると判断させていただきました。

規格の説明については以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○三浦委員 質問なのですが、7ページ、そもそもの主な改正内容と書いてありますよね。

○桑原課長補佐 資料2別添2のほうですね。

○三浦委員 資料2のほうの7ページです。主な改正内容の3行目に「パイロットランプ内蔵スイッチの外部表面温度の上昇値を低い温度にする」とありますが、当然、危険を伴わないとか何かいろいろあるのでしょうか、低い温度とは何度ぐらいなのか、どのくらい低い温度と指しているのか教えていただければ。

○桑原課長補佐 規格に書かれている主な内容ですけれども、60度を45度に変更したという記載がございます。

○三浦委員 やはり60度では高いから45度にしたということでしょうか。

○桑原課長補佐 高いから低くしたということです。

○三浦委員　よく分かりました。温度の具体例がないので、低い温度とは何度なのと思いました。

○桑原課長補佐　規格を見れば分かるかと。

○三浦委員　ということですね。わかりました。

○三木座長　低くするという事は、流す電流を抑えているということですね。

○桑原課長補佐　そういうことになると思います。

○三木座長　明るさは確保しなければいけないのでしょうかね。

○三浦委員　そうですね。ありがとうございました。

○三木座長　ほかの委員の方、何かございますか。よろしいですか。——それでは、次に参りたいと思います。

○桑原課長補佐　それでは、15番目、JIS C 6691、温度ヒューズ—要求事項及び適用の指針について御説明させていただきます。

まず、規格の概要でございます。資料2別添2の7ページ目の下を御覧ください。

この規格は、通常屋内で用いる電気製品、電子機器及びその部品を異常状態での過度の温度から保護するために、これらの機器及びその部品に組み込まれる温度ヒューズについて規格です。

電気用品名は、めくっていただきまして温度ヒューズでございます。

主な改正内容でございますけれども、対応国際規格であるIEC60691が改正され、第4版(2015年)及びAmd.1(2019年)が発行されたことに伴い、温度ヒューズの温度特性については電気製品や電子機器の製造業者が試験条件を指定することとしていましたが、電圧や電流などに関する試験条件を明確化するとともに、耐熱性や耐久性を評価する伝導熱エージング試験、シールエージング試験などの条件や方法を明確化するなどの改正を行っております。

続いて整合確認書でございます。資料4-15を御覧ください。

非該当部分でございますけれども、めくっていただきまして8ページ目、第7条第1号から、9ページ目までまたがっていますが、第7条の感電に対する保護の要求事項でございます。温度ヒューズは電気製品などの機器内部で使用されるため、通電中に触れるようなことは想定されておりませんので、非該当といった形とさせていただいております。

次に、13ページ目、第十三条、電磁波による危害の防止の要求事項ですけれども、こちらも温度ヒューズ自体が人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生することがないた

め非該当としてございます。

次に、めくっていただきまして、14ページ目の第十五条第2項は該当になってございます。こちらについては再導通してはならないといった要求がございますので、該当にしてございまして、第十五条第1項と第3項につきましては不意な停止であったり不意な始動によって人体に危害を及ぼすようなおそれがないため非該当としてございます。

次に、第十六条、保護協調及び組み合わせの要求事項は、温度ヒューズは部品でありますので、それ自体が部品ということで非該当にしてございます。

次に、15ページ目の第十七条、電磁的妨害になります。こちらも温度ヒューズ自体に誤動作がないため非該当にしてございます。

続いて第十八条も、そもそも雑音が発生しないため非該当としてございます。

次に、15ページの一番下、第二十条。長期使用製品安全表示制度は、これまで同様、非該当で18ページまでまたがっております。

今御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJ I S規格につきましては、省令で求める電気用品安全法の技術基準に適合していると判断させていただきました。

規格の御説明は以上になります。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。――では、次の説明をお願いいたします。

○桑原課長補佐 それでは、次は16番目です。低圧開閉装置及び制御装置―第1部：通則について御説明させていただきます。

規格の概要です。資料2別添2の8ページ目を御覧ください。

この規格は、定格電圧が、交流で1000V以下、直流で1500V以下の回路に接続する低圧開閉装置及び制御装置の安全性（通則及び共通的安全要求事項）についての規定です。

これは電気用品安全法上の電気用品の区分は配線器具に当たるものでございまして、対象範囲については、この規格と同様、交流の電動に使用するものに限っており、また、定格電圧については100V以上300V以下のものが対象範囲となっております。

具体的な電気用品名につきましては、配線用遮断器、漏電遮断器、分電盤ユニットスイッチなどが適用範囲となっております。

この規格は、電気事業法に電気設備の技術基準の解釈というのがございまして、そちらで既に引用されている規格でございまして、これの低圧開閉装置及び制御装置関係の通則

に当たり、今回が新設になるものでございます。

続きまして整合確認書です。資料4-16を御覧ください。

まず1ページ目、第2条安全原則のところがございますけれども、当然のことではありますが、熱応力に耐えなさいとか、遮断能力を有しなさいとか、そういったことが書かれており、該当部分を簡単に御紹介させていただきます。4ページ目の第4条、供用期間中の安全機能の話でございますけれども、こちらについても過負荷電流が起きても損傷せず遮断できる能力であったり、6ページ目、第七条第2号のところには感電の記載がございますが、保護接地端子への接続であったり、8ページ目ですと第九条、火災の危険源からの保護みたいなものがございます。また、絶縁材料の部品というのは熱ストレスを受けても、火災などの悪影響を受けてはならないといったことが書かれておりまして、それぞれ該当というようになってございます。

また、おめくりいただいて12ページ目、第十七条、電磁的妨害に対する耐性、こちらもイミュニティの確保を求めておりまして該当という形をとらせていただいております。

また、第十八条、雑音の強さにつきましても、エミッションについてCISPRに基づく規定が引用されてございますので、該当というようにしてございます。

一方で非該当部分ですけれども、戻っていただきまして10ページ目の第13条でございます。こちらは、電気用品から発せられる電磁波の防止のところでございますけれども、ここは、そもそも人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が発生することはないため、非該当という形とさせていただきます。

非該当の残り、長期使用製品安全表示制度でございまして、13ページ目の第二十条から14、15ページの部分、低圧開閉装置及び制御装置は、長期使用製品安全表示制度の対処言うではないため、非該当という形になってございます。

今御説明しました該当、非該当部分以外のものにつきましては、省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求める技術基準には適合していると判断させていただきました。

当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。

○渡邊委員 ちょっと確認したいのです。整合確認書ではなくて資料2別添2のほうのNo.16、適用範囲に「定格電圧が交流で1000V、直流で1500V以下の回路に」という定義があるのですが、17番も全く同じなのですけれども、電技だとか電気事業法で低圧の電圧

の範囲は600V以下とか直流が750V以下という数字があるにもかかわらず、こういう数字が出てきている根拠は何かあるのでしょうか。

○桑原課長補佐　この1000Vとか1500VというのはIEC規格の範囲になります。

○渡邊委員　IECのほうから、そのまま引用して翻訳JISみたいな感じになっているということでしょうか。

○桑原課長補佐　そうでございます。

○渡邊委員　今の日本では、先ほどの400V、200V、100Vぐらいしか、もう使いようがないので、それでいいと思いますけれども、分かりました。IECの適用ですね。

○桑原課長補佐　そうです。

○三木座長　ほかに御意見ございますか。よろしいですか。——ありがとうございます。それでは、次に参りたいと思います。

○事務局（遠藤）　続きまして、番号17、JIS C 8201-4-1、低圧開閉装置及び制御装置ということで、16番目の通則を受けまして個別規格を制定したものを整合規格として採用するという提案でございます。

適用範囲につきましては、先ほどと同様でございます。対応する電気用品名といたしましては電磁開閉器。ちょっとイメージしにくいかと思いますが、リレーの大きなもの。電磁力を使って大電流を流すものでございます。

続きまして、資料4-17を御覧ください。

まず10ページを御覧ください。この第十三条でございます。こちら、非該当とさせていただきます。一般的にこのような、開閉器のほうから多少の電磁波が漏れるでしょうけれども、人体に危険を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないこととしまして非該当が妥当と考えております。

続きまして、二十条でございます。長期使用表示制度の対象品目ではございませんので、いずれも非該当とさせていただきます。

今説明しました以外の項目につきましては、当該規格は全て技術基準省令を満たすものと判断いたしましたので、当該規格を整合規格として採用することを提案いたします。

以上でございます。

○三木座長　御意見ございますでしょうか。——特にないようですので、次に参りたいと思います。

○事務局（遠藤）　続きまして、18番、JIS C 6950-22、情報技術機器—安全性としま

して、第22部：屋外に設置する機器でございます。

適用範囲としましては、そうした屋外に設置する機器に加えまして、現場に直接設置することを意図した屋外エンクロージャにつきましても適用するものでございます。

そういった電気用品に全般的に関わりますので、適用される電気用品名としては、配線器具や防犯警報器、あるいは広告灯といったものになります。

この規格につきましても、民間側から整合規格の提案が新しくあったので、新設になります。

続きまして、資料4-18を御覧ください。

まず第十八条、雑音の強さでございますけれども、当該規格には直接規定しておりませんが、対応するJ55032といったCISPRに該当するJ規格によってカバーするというように判断しております。

続きまして、17ページの一番下にございます第二十条でございます。長期表示制度の対象品目には含まれていないということで、非該当というように判断いたしました。

他の項目につきましても全て技術基準省令を満たしていることから、当該規格は整合規格として採用しても差し支えないと判断されました。

説明は以上でございます。

○三木座長 御意見ございますか。はい、どうぞ。

○三浦委員 これは新設ということなのですが、資料2別添2の9ページに記載の広告灯に括弧をして、デジタルサイネージとか入れてはいかがでしょうか。

それはなぜかというのと、広告灯と言うと、昔で言うネオンサインみたいなイメージがあるかもしれませんが、経産省のページにも広告灯（デジタルサイネージ）と書いてあるのです。電飾看板、デジタルサイネージというように。PSE298広告灯と書いて、これは経産省のページに、サインディスプレイ等ありますが、デジタルサイネージと書いたほうが時代的には分かりやすく、広告灯と言っても若い方には分からないと思います。

だから、ここに電子応用機械器具（インターホン）、電動応用機械器具（タイムレコーダー）とか書いてあるのに、なぜ広告灯にはデジタルサイネージと書かれていないのかなと思っています。入れたほうがイメージしやすいのでは。

○事務局（遠藤） では、当該箇所につきましても、「広告灯（デジタルサイネージ）」と。

○三浦委員 これは経産省のページですが、一般呼称の例として、電飾看板、デジタル

サイネージと書いてあるのです。

○事務局（遠藤） いや、電気用品名ですので。一般呼称はあくまで参考であって、電気用品名としては広告灯が正解なのです。三浦委員からフードミキサーを何とかしろと何度も指摘されていますけれども、申し訳ございません、政令で定まっているのです（笑声）。我々も恥ずかしいのですけれども。

○三浦委員 なるほど。とはいえ経産省のページに一般呼称としてデジタルサイネージと。

○事務局（遠藤） それはよく知っています。それは自分が作ったページなのです。

○三浦委員 そうなのですね。新設するのだったら、例えば若い技術者が見て広告灯とはと考えたときに、デジタルサイネージと書いてあったほうが、はるかにイメージがしやすいと思うので、どうかと思いました。

でも、それは駄目、記載上は広告灯で良しとするのであるなら、それで結構です。

○事務局（遠藤） 分かりやすくするために、もう一度繰り返しますけれども、「広告灯（デジタルサイネージ）」でいかがでしょうか。

○三浦委員 そのほうがイメージしやすいと思います。

○三木座長 それだったら通るのですか。

○三浦委員 そういう表現はいいということなのですね。一般呼称をそこに括弧するのでも。

○桑原課長補佐 その程度は大丈夫です。

○三浦委員 分かりました。ちょっと気になったので、すみません。

○三木座長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。——それでは、次に参りたいと思います。次をお願いします。

○事務局（遠藤） 19番目、JIS C 62368-1、追補1、オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部：安全性要求事項でございます。

適用範囲としましては、広くAV機器プラス情報通信機器ということで、おとし……去年か、新しく制定された規格でございます。

対応する電気用品としては、カバーする分野が広く、テレビやラジオ、その他、音響機器、電子楽器、コピー機、タイプライター等々、幅広い対象範囲となっております。

今回、追補が出ました。というのは、本文におきまして何か所か、原文とは意味を間違っているかのように捉えられる部分があったので、修正を加えるという形でJIS

の追補が発行されたものでございます。元規格、IEC規格に変更があったものではございませんが、JISとしてちょっと正しくない部分がありましたので、追補でそれをきちんと補うということがされたものでございます。

主な改正内容でございますが、そこにありますように、「and」と「or」の表現、日本語がちょっとおかしかったということございまして、一例を挙げるならば、ES1の分類について「電圧レベルと電流レベルの両方がES1限度値以下」となっていたのですけれども、原文と照らし合わせると、正確には「電圧レベルまたは電流レベルのいずれかがES1限度値以下」というように修正を加えたものでございます。以下、そういった箇所が何か所かありまして、修正が加えられたものでございます。

続きまして、資料4-19でございます。

41ページの十八条、雑音の強さでございます。当該規格の中には雑音の強さに関する規定はございませんけれども、他の規格でも同様に扱っていますように、別途J規格として55032が定められております。内容としてはCISPRに対応するものでございますので、これを採用するという形で、該当というように判断しております。

続きまして、44ページでございます。第二十条、長期使用製品の表示制度の対象ということでございまして、1か所、二十条の4号は別途、J規格のJ2000のほうで長期使用表示制度について規定されているものでございます。この部分につきましては、要求自体はブラウン管のものに限っておりまして、新しく製造される製品につきましてはほぼ液晶に移っておりますので、ブラウン管のものはないというように判断されるところでございますけれども、一応念のために、ブラウン管のものが当該規格において製造された場合につきましては、J2000を適用していただくということで、この部分につきましては該当というように判断させていただきました。

以上をもちまして、当該規格につきましては技術基準省令に適合すると判断いたします。

説明は以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。御意見ございますでしょうか。——幅が広いのだな。よろしいですか。——それでは、次に参りたいと思います。次の説明をよろしくお願いたします。

○事務局（遠藤） 続きまして20番目、JIS C 8376、ベル用、表示器用及びリモートコントロール用の小型単相変圧器—安全性についてでございます。

適用範囲としましては、住宅の配線工事に使います——低電圧を発生することによって

ベルを鳴らしたり、表示器を示したり、あるいはリモートコントロールリレーを使って有線遠隔操作を行うときに使うといったトランスでございます。

電気用品名といたしましては、小形単相変圧器（ベル用変圧器、表示器用変圧器）でございます。

当該規格につきましては従来なかったのでございますけれども、新設でございますが、内容的には、従来の1項基準といたしまして別表の4あるいは6といったところに、従来示されていたものを整合規格として新たに体系化させるために作られたJISでございます。

続きまして、資料4-20でございます。

まず、18ページを御覧ください。第十三条でございます。人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないことでございますけれども、低圧のトランスからは多少の電磁波は漏れるにしても人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波は出さないと考えられるため、当該条項につきましては非該当が適当というように判断いたしました。

次の19ページでございます。第十五条、不意な始動や再始動、あるいは停止による人体に対する危害が起こるかという事項でございますけれども、そもそも変圧器、こういったトランスには少なくとも人体に危害を及ぼすような部分がございますので、当該項目につきましても非該当というように判断させていただきました。

続きまして、21ページでございます。十七条、電磁的な妨害に対する耐性でございます。当該機器はトランスでございますので、多少の電磁波を出すことはあるにしても、逆に、外からの電磁妨害を受けることは考えられませんので、非該当が適当というように判断いたしました。

続きまして、同じページの第十八条、雑音の強さでございます。当該規格には個別の、これに関連する要求事項は規定してございませんが、他の規格同様、J55014-1におきます規定を準用するという形で当該第十八条につきましては該当というように判断させていただきました。

最後、22ページでございます。第二十条、長期使用表示制度の対象品目に、こういったトランスは含まれておりませんので、非該当というように判断させていただきました。

以上より、当該規格は整合規格として採用して差し支えないというように判断されました。

説明は以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。御意見ございますでしょうか。——容量が小さいですね。よろしいでしょうか。——それでは、最後になりますか。

○事務局（遠藤） はい。最後、21番目でございます。JIS B 8009-13、往復動内燃機関駆動式交流発電装置—第13部：安全性でございます。いわゆる携帯発電機。50ccのエンジンなどを使いまして交流、直流を発生させる発電機でございます。

電気用品名といたしましては携帯発電機。携帯と言うとポケットに入るというイメージがあるかもしれませんが、一応、携帯発電機が電安法の対象になった昭和43年当時は携帯電話がなかったので、携帯と言うと持って歩けるという意味。そのように捉えていただければと思います。

資料4-21を御覧ください。

まず18ページ、第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止でございます。この項目につきましては、規定、要求事項が明確にはなっていないと、リスクアセスメント及びリスクの低減を行った上で、それに適合した設計でなければならないということで、要求事項としては明確ではございません。このため、業界団体のほうで実際にリスクアセスメント、及びリスクの低減となっていることを確認、実証していただきました。そういった携帯発電機によって発生する電磁波は、人体に危害を及ぼさないレベルであることを確認いただきましたことから当該要求事項につきましては該当とし、クリアしているというように判断させていただきました。

続きまして、20ページ、第十五条の第3項でございます。要求事項といたしましては、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼすおそれがないことございまして、対象となる低電圧、低出力の携帯発電機におきましては、そういった停止によって人体に危害を及ぼすようなパーツはないというように判断いたしまして、当該項目につきましては非該当というように判断させていただきました。

最後、23ページでございます。第二十条、長期使用表示制度の対象品目に携帯発電機は入っておりませんので、非該当というように判断させていただきました。

以上により、当該規格につきましては整合規格として採用して差し支えないというように判断されました。

説明は以上でございます。

○三木座長 御意見いかがでしょうか。どうぞ。

○多氣委員 ここばかりで申し訳ないのですが、先ほど第十三条を御説明いただいたと

きに補足のところで、アーク溶接装置によって発生する電磁波はというような話が出ているのです。この携帯発電機はアーク溶接と関係しているということなのではないでしょうか。

○事務局（遠藤） すみません、表記の前例としてアーク溶接のときのものをコピーしましたので、修正し忘れだと思えます。確認します。

○多氣委員 これは多分、とっておいたほうがいいですよ。

○事務局（遠藤） 読んでいて、あれっと思った（笑声）。

○三木座長 今回の御質問は第十三条ですか。アーク溶接装置によって発生する、このところですね。ほかに御質問などございますでしょうか。よろしいですか。――御意見ありがとうございました。

それでは、今回提出のあった整合規格案につきまして、まず資料4-1の第十三条、このままではちょっと懸念があるという御意見がございました。これについては確認の後ということになりますね。もう一つ、三浦委員から話のあった資料4-13の11ページ、第十六条のところです。適切なものという質問がありましたけれども、これはヒューズということで、これはよろしいですかね。確認だけするという。

○桑原課長補佐 確認だけは。はい。

○三木座長 もう一つ、今、多氣委員から御質問がありました資料4-21の18ページ、第十三条の補足についても一応確認しないといけないということで。

○事務局（遠藤） 確認します。

○三木座長 ということで、2つ御確認いただいてからということになりますけれども、そのほかにつきましては審査基準に適合しております……

○多氣委員 すみません、4-1について質問させていただいたのですが、4-2は業務用ということで同じようなタイプのものが含まれていますので、4-1、4-2両方合わせてということでお願いします。

○三木座長 はい。そのほかについては整合規格として妥当と判断できますので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。

本日予定の議題については以上でございますけれども、何かございますでしょうか。――オンラインで御出席の委員の方も何かございましたら。特にございませんか。――それでは、事務局から何か連絡等ございますでしょうか。

○事務局（村中） 次回のワーキングの開催時期ですけれども、9月下旬または10月上旬辺りに開催したいと考えております。日程調整につきましては、後日改めてメールで御

連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○三木座長　それでは、以上で第16回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201